

2020 年度の選挙に関する注意点

中央選挙管理委員会委員長
森河裕子

昨年度、本学会は役員等に定年を設けました。本年度行う選挙は、定年制度導入後初めて実施する選挙です。

※本年 10 月 31 日までに満 70 歳になる方には代議員の被選挙権がありません。

※本年 10 月 31 日までに満 68 歳になる方は理事候補者となれません。
改定された規程をご参照ください。

<定年制度の概要>

理事、代議員、地方会長、部会幹事、委員会委員、研究会代表世話人の定年を 70 歳とする。

(参照) [代議員の選任に関する規程](#) (2019 年 5 月 22 日改定) より抜粋

第 2 条 選挙権および被選挙権

代議員任期終了年度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ 7 月 31 日までに会費を全納した正会員は、当該年度の 7 月 31 日時点で所属する地方会において選挙権および被選挙権を有する。ただし、代議員選挙が実施される年の 10 月 31 日までに満 70 歳になる者は被選挙権を失う。

↓

「選挙権」の条件は従来と変更がありませんが、「被選挙権」には年齢制限が生じています。

(参照) [役員を選任に関する規程](#) (2019 年 5 月 22 日改定) より抜粋

第 5 条 理事候補者の選任

理事候補者は、地方会所属の代議員のなかから、地方会所属の代議員による無記名投票により選出する。ただし、代議員選挙が実施される年の 10 月 31 日までに満 68 歳になる者は、理事候補者となれない。

↓

任期中に 70 歳を超える方は、理事候補者になれません。

(参考) 定年制度導入の経緯

- ・ 2011 年度第 3 回理事会において理事の定年が 70 歳と定められた。
その後、その他の役員等も含めた運用ルールが検討された。
- ・ 2018 年度総会において、代議員、地方会長、部会幹事、委員会委員についても定年 70 歳とする方針であること、これらは 2 年後の選挙から適用できるよう細則の変更等の準備を進めることが報告された。
- ・ 2019 年度総会において、役員等の定年制が審議され、可決された。説明されたそれぞれの規程の改定案も承認された。